

令和2年度 がん対策の取り組み報告

目次

1	はじめに	P. 1
2	神戸市がん対策推進懇話会の概要	P. 2
3	神戸市がん対策推進条例に関する取り組み	
(1)	がん予防の推進（第5条）	P. 3
(2)	がんに関する教育の推進（第6条）	P. 6
(3)	がん検診の受診率の向上等（第7条）	P. 7
(4)	医療体制の充実及び研究の支援（第8条）	P. 9
(5)	緩和ケア、在宅療養の充実（第9条、第10条）	P. 11
(6)	がん患者等への支援（第11条）	P. 13
(7)	情報の収集及び提供並びに広報（第12条）	P. 15
4	関連データ	P. 17
5	神戸市がん対策推進条例	P. 23

1 はじめに

「神戸市がん対策推進条例（平成26年4月1日施行）」第14条の規定に基づいて、令和2年度の本市のがん対策に関する施策の実施状況について報告します。

2 神戸市がん対策推進懇話会の概要

(1) 懇話会開催の趣旨

神戸市がん対策推進条例の施行（平成26年4月）を受け、がんの予防、がん教育、検診受診、医療・療養の充実、患者支援、がんに関する情報収集及び広報に至り総合的な取り組みを進めていくため、がんの専門家や学識経験者、関係者等から意見を聴く「神戸市がん対策推進懇話会」を開催している。

(2) 懇話会委員（令和3年度・敬称略・五十音順）

去來川 節子	ひょうごがん患者連絡会会長
桂木 聡子	神戸市薬剤師会副会長
北野 貞	兵庫県看護協会常務理事
杉村 智行	神戸市歯科医師会専務理事
祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科教授
高山 良子	神戸市看護大学講師
田所 昌也	兵庫県健康福祉部参事（医療担当）
都築 いく子	健康こうべ21市民推進員
富永 正寛	兵庫県立がんセンター院長
西 昂	神戸市民間病院協会会長
白 鴻泰	神戸市医師会副会長
深谷 隆	兵庫県予防医学協会会長
会長： 眞庭 謙昌	神戸大学副学長（病院担当）兼医学部附属病院長
安井 久晃	神戸市立医療センター中央市民病院腫瘍内科部長

(3) 懇話会開催状況

【第1回】令和2年7月27日（月）

（議題）

・with コロナでのがん対策について

（報告）

・令和元年度がん対策の取り組み状況について

【第2回】

新型コロナウイルス感染症の影響により延期。

3 神戸市がん対策推進条例に関する取り組み

(1) がん予防の推進 (第5条)

- ・喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発
- ・肺がんを始めとする種々のがんの原因である喫煙の抑制、受動喫煙対策

令和2年度の取り組み

(普及啓発・保健指導)

○禁煙・受動喫煙防止啓発

- ・世界禁煙デー(5月31日)・禁煙週間(5月31日～6月6日)にあわせ、JR三ノ宮駅、花時計ギャラリー等にて広告啓発を実施した。



- ・兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」改正(令和2年4月全面施行)の周知啓発のため、新規開業飲食店舗向け衛生監視事務所でのチラシ配布、食品衛生責任者養成講習での周知等を実施した。
- ・市民からの通報に基づく、民間施設、飲食店等への望まない受動喫煙の防止への改善要請、指導を実施した。
- ・既存喫煙所への対応

JR三ノ宮駅北口喫煙所の受動喫煙防止措置に係るJRとの協議の上、当該喫煙所を閉鎖した(令和2年7月)。

○食生活

- ・生活習慣病予防のための食育セミナーを、子どもから大人までライフステージに応じて実施した(延104回、2,280

人参加)。

- ・9月の食生活改善普及運動にあわせ、市内スーパー121店にて、健康寿命延伸に向け「KOBE野菜を食べようキャンペーン」を実施した。各店舗では、ポスター・POPの掲示や野菜レシピブックを配布し、一部店舗では、クイズや野菜メニュー展示などを行った。



○運動

- ・健康講座として、健康運動指導士・保健師等を自治会や婦人会等の健康づくりグループに派遣したり、区主催で実施した(17件339人)。



○イベント等での啓発

- ・毎年10月の「乳がん月間」に、日本対がん協会やあけぼの会等とともに、乳がんの早期発見や知識の普及啓発を目的としてピンクリボンフェスティバルの開催運営を行った(新型コロナウイルス感染拡大防止のためスマイルウォークは中止)。
- ・ピンクリボンフェスティバル開催に伴い、

MOSAIC 観覧車や明石海峡大橋等のライトアップを実施した。



(がん予防の推進)

- COPD(慢性閉塞性肺疾患)の周知啓発のため、各区のイベントや健康教育の場で肺年齢を測定し、喫煙者にはあわせて禁煙指導を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は全面中止した。
- COPD スクリーニング&禁煙サポート事業(胸部X線健診等での有リスク者である喫煙者に禁煙サポートを行う事業)を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は全面中止した。
- 子宮頸がんの予防接種を小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に実施した(延べ3,470回)。
- 医療機関や保健センター、高校1年相当の女子に子宮頸がん予防のためのHPVワクチンに関するリーフレットを配付し、正しい理解のための周知に努めた。
- 専門職を派遣する健康づくり教室「まずは乳がんを正しく知ろう!」「がんについてしっていますか」を実施した(6回開催、受講者数124人)。
- 肝炎対策として、肝炎ウィルス検査を

実施した(受診者数:9,019人)。

- 40歳・50歳・**60歳**歯周病検診、後期高齢者(75歳)歯科健康診査等を実施した(受診者数40歳:1,320人、50歳:2,303人、60歳:2,262人、75歳:1,201人)。
- 口腔がん検診の実施を支援した(受診者数:612人)。

(肺年齢測定の様子)



今後の取り組みと課題

(令和3年度の取り組み)

- 禁煙・受動喫煙防止対策として、令和2年4月より全面施行された改正健康増進法及び改正県条例に基づき、市民や事業者にかからの受動喫煙(防止)にかかる相談や通報に対応するほか、屋内・屋外における受動喫煙の防止等の一層の周知・啓発に取り組む。
- 世界禁煙デーの取り組みは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭キャンペーンは行わず、JR三ノ宮駅構内を中心に啓発を展開する。
- 食生活、運動についてセミナーや健康講座等を実施して、生活習慣病の予防に取り組む。
- COPD スクリーニング事業&禁煙サポート

事業について、対象をセット健診に絞り
事業を再開する。

- ・ COPD 啓発事業として、引き続き健康相談
や市民向け講演会を実施する。
- ・ 歯周病検診を引き続き実施する。
- ・ 依頼により専門職（医師、保健師等）を
派遣する健康教育のメニューとして、乳
がんの予防、減塩について引き続き実施。

（今後の取組みの方向性）

- ・ COPD の認知度を、国の目標である 80%を
目指す。
- ・ 県が開始した肝がん・重度肝硬変治療研
究事業（医療費助成制度）について、陽
性者への案内と医療機関への周知を行う。

<表示の意味>

⑨・・・新規事業

⑩・・・拡充事業

(2) がんに関する教育の推進（第6条）

- ・学校教育における、がん予防も含めた健康教育の実施

令和2年度の取り組み

(学校教育における取り組み)

- 児童・生徒への教育
 - ・文部科学省のがんの教育総合支援事業を活用し、2年度は、推進校として2つの中学校を指定し、以下の取組みを行った。
- ① 原田中学校では、「自他の命の大切さを学ぶ健康教育～主体的なヘルスリテラシーの育成を目指して～」というテーマで研究を行った。2月の研究発表会では、1・2年生が授業公開を行うとともに、学校保健委員会で「がんと感染症の予防について考えた。」
- ② 有馬中学校では、「いのちの教育」の一環として、学校保健委員会で講演会を行った。自らががん患者である講師の話をお聴きの中で、がんが身近な病気であることを知り、がんについての科学的な知識と正しい理解を得、適切な態度について学んだ。また、「がんと共に生きる」という講師の言葉から、命の尊さについて考える機会をもった。
- ・上記の授業実践を実践事例集にまとめ、各学校に配布した。
- 教職員に向けた教育
 - ・養護教員、中学校保健体育担当教員、保健主事等を対象とした研修を行い、がん経験者の方によるがんの知識や病気に向かう勇気などについての講演を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。
- がんに関する教育推進に向けた教育関係者会議 ※書面による開催(2回)
- 外部講師の活用に対応するための条件整備
 - ・関係機関に協力していただき、「がん教育 外部講師 協力団体照会一覧」の令和3年度版を作成した。

今後の取り組みと課題

(令和3年度の取り組み)

- ・「がん教育総合支援事業」を活用し、取組を進める。推進校を選定し、先進的な取組を全市へ発信する。
- ・実践事例集を作成し、学校園に配布する。
- ・神戸市作成の中学生及び家庭向けリーフレットを全中学校へ配布し、授業で活用するとともに、家庭への啓発も図る。
- ・教職員対象の研修会を実施し、がん教育の積極的な取組を促す。
- ・教育関係者会議を7月(書面開催)、2月に計2回開催し、「がんに関する教育」推進に向けた計画、実践に対する助言を得る。

(今後の取組みの方向性)

- ・中学校では、令和3年度から新学習指導要領が全面実施となり、保健体育科において「がんの予防」についての学習が始まる。
- ・小学校、高等学校においては、学校や地域の実情に応じた取組を促す。
- ・教職員の意識を向上させ、指導の指針となるよう研修会を開催する。
- ・引き続き、関係機関と連携しながら、学校におけるがん教育を推進していく。
- ・外部講師の活用に対応できるように条件整備をさらに進める。

(3) がん検診の受診率の向上等 (第7条)

- ・市民のがん検診の受診率向上に資するよう、がん検診の普及啓発
- ・がんの早期発見のためがん検診を実施
- ・企業、団体及び医療保険者との連携を図る

令和2年度の取り組み

(検診体制の整備)

○神戸市のがん検診事業

- ・胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診を実施した。受診者の利便性向上のため、一部検診機関において、休日（土曜・日曜・祝日）や夜間の検診を実施した。
- ・がん検診を市民が受診しやすいよう、市内の指定医療機関や検診車で実施した。
- ・けんしん案内センターにおいて、新型コロナウイルス感染症防止対策による、検診車によるがん検診（胃がん（X線）、乳がん）の中止（令和2年3月～6月）に伴う、市民からの検診受診相談にも対応した。
- ・こうべ健康いきいきサポートシステムのデータを活用し、無料受診券（40歳総合健診受診券、20歳子宮頸がん検診無料クーポン券）の個別送付、及び節目年齢（30、50、60歳）の対象者あてハガキによる個別受診勧奨を実施。
- ・20歳子宮頸がん検診無料クーポン券の未利用者あて、ハガキによる再勧奨を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症対策によりがん検診が中止となったことに伴い、受診機会の確保策として、無料受診券及び偶数歳の方が受診対象となっている検診の受診期限を、それぞれ6か月間延長し、受診を促した。
- ・集団実施（地域巡回）でのがん検診については、再開後の開催数を増やし、昨年度とほぼ同数の実施回数を確保。

○神戸市がん検診制度の概要

検診名	実施方法	対象	自己負担
胃がん (内視鏡)	指定医療機関	50歳以上 (偶数歳)	2,000円
胃がん (X線)	検診車	40歳以上	600円
肺がん	指定医療機関	40歳以上	1,000円
大腸がん	集団健診時又は郵送	40歳以上	500円
子宮頸がん	指定医療機関	20歳以上 (偶数歳)	1,700円
乳がん	指定医療機関 又は検診車	40歳以上 (偶数歳)	(40歳代) 2,000円 (50歳以上) 1,500円

- ・自己負担無料対象者：70歳以上、被保護世帯、市民税非課税又は均等割課税世帯、特定中国残留邦人等支援給付受給者
- ・20歳に子宮頸がん無料券、40歳に5大がん含む総合受診券（無料）を交付
- ・特定健診とがん検診が同日に受診できるセット健診を、健康ライフプラザ及び兵庫県予防医学協会健診センターにて実施した。

今後の取り組みと課題

(令和3年度の取り組み)

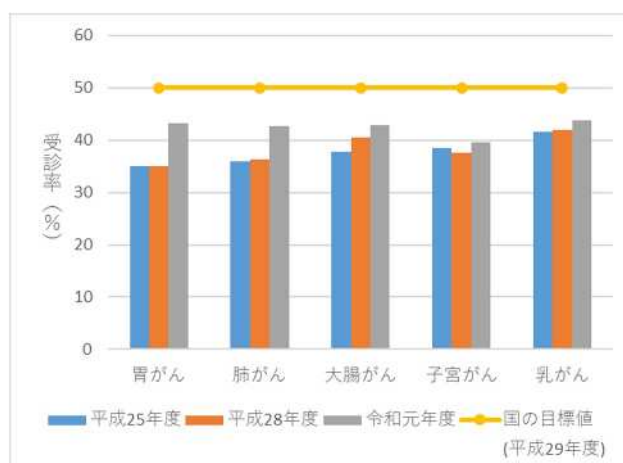
- ・令和2年度と同様に、無料受診券（40歳総合健診受診券、20歳子宮頸がん検診無料クーポン券）の個別送付、及び節目年齢（30、50、60歳）の対象者あてハガキによる個別受診勧奨を実施。
- ・20歳子宮頸がん検診無料クーポン券の未利用者あて実施している、ハガキによる再勧奨に加え、再々勧奨を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大

により、がん検診の受診控えが予想されるため、受診機会の確保策として、無料受診券及び偶数歳の方が受診対象となっている検診の受診期限を、それぞれ6か月間延長した。

- ・がん検診受診の重要性について広報紙KOBEやイベント等で啓発を実施するとともに、がん検診受診促進協定締結企業・団体に呼びかけて検診受診を促す。
- ・受診しやすい環境づくりとして、利便性の高い場所（ショッピングセンター等）へ検診車を配車して実施し、昨年度に引き続き休日検診及び健康ライブラザ、健診センターでのセット健診を実施する。

(今後の取組みの方向性)

- ・広報の実施方法（個別勧奨の対象者や広報の手法等）について検証を行い、より効果的な勧奨を行っていく。
- ・精密検査受診率の向上を目的として、指定医療機関への依頼や市民への精密検査受診勧奨等、精度管理体制の強化を行う。
- ・乳がん検診において高濃度乳房の方に対する通知の内容検討にかかるワーキンググループを設置し、関係機関と調整ができ次第、年内を目途として本人通知を開始する。
- ・集団実施（地域巡回）でのがん検診について、市民の利便性向上のためWEB予約システムの導入を検討する。



(がん検診受診率の推移「出典：国民生活基礎調査」)

(4) 医療体制の充実及び研究の支援（第8条）

- ・市並びに医療機関・関係団体は県と連携し、患者の状態に応じた質の高い適切ながん医療体制を整備
- ・がんの診断法及び治療法の創出に向けた研究支援の実施

令和2年度の取り組み

(医療体制の充実)

○集学的治療の充実及びがん研究の支援

- ・中央市民病院では、リニアックによる放射線治療の継続実施や、ロボット手術、分子標的薬、がん免疫療法等を用いた先進的がん治療や、動体追尾照射等の高精度放射線治療のほか、がんに関する先端的PET医療、高精度放射線治療装置を用いた多施設共同臨床試験などを実施した。
- ・また、がんゲノム検査外来を開設し、がんの原因となる遺伝子を検査し明らかにすることで、個々のがん患者の治療に役立つ可能性がある情報を提供した。
- ・西神戸医療センターでは、高精度な治療が短時間に可能となる放射線治療システム（リニアック装置・治療計画装置）へ更新し、放射線治療を再開した。
- ・また両病院において、院内がん登録の推進による5年予後追跡率の分析、低侵襲治療である腹腔鏡・胸腔鏡下の手術や化学療法を積極的に実施した。
- ・さらに、中央市民病院ではがん治療の副作用・合併症の予防や軽減、患者のQOL（生活の質）の向上のため、地域の歯科医との連携による口腔ケアの推進に取り組むとともに、西神戸医療センターでは周術期口腔機能管理システムの運用に関する研修を行った。
- ・なお、両病院において、地域の医療者も対象にしたオープンカンファレンスについては新型コロナウイルス感染拡大防止の点から開催を見送った。

- ・神戸医療産業都市では、中央市民病院を核として、神戸低侵襲がん医療センター、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター、兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターなど、高度専門病院等が集積するメディカルクラスターの連携強化を図り、市民へ最適な医療の提供をめざした。

(研究等の支援)

- ・神戸医療産業都市として開発を支援してきた手術支援ロボットシステム「hinotori™」（株式会社メディカロイドが開発）が、令和2年度に泌尿器を適用領域として製造販売承認を取得し、販売開始された。
- ・がん光免疫療法に関して、市、神戸大学大学院医学研究科、楽天メディカルジャパン株式会社との間で「神戸医療産業都市におけるイルミノックス・プラットフォームを基にした新たながん治療の研究開発に関する連携・協働協定」を締結し、地域内の研究機関、企業等との研究連携促進について支援を行っていくこととした。

今後の取り組みと課題

(令和3年度の取り組み)

(今後の取組みの方向性)

- ・中央市民病院及び西神戸医療センターは、国指定地域がん診療連携拠点病院として、引き続き、がん治療の充実を図っていく。
- ・手術支援ロボットシステム「hinotori™」（株式会社メディカロイドが開発）について、今後は適用領域拡大等に向

けた開発支援を継続するほか、市場開拓に向けた支援も行っていく。

- がん光免疫療法について、現在は頭頸部に限られている適用領域の拡大を目指して神戸大学大学院医学研究科、楽天メディカルジャパン株式会社が実施する研究開発の実用化に向けた支援を行っていく。

(5) 緩和ケア、在宅療養の充実（第9条、第10条）

- ・緩和ケアを受けることが出来る環境の整備
- ・在宅療養が出来る環境の整備

令和2年度の取り組み

(緩和ケア、在宅療養の充実)

○緩和ケアの充実

- ・市民病院においては、多職種からなる緩和ケアチームが入院患者を対象に疼痛・苦痛の緩和・心の相談に対応した。また、緩和ケア機能を有する医療機関との連携、在宅医、訪問看護師との治療及びケアについての情報共有・連携を図った。
- ・中央市民病院は令和元年度より緩和ケアセンターを設置し、がん専門看護師を配置する等人員体制を強化して、早期からがん患者に関わり緩和ケアの充実を図っている。
- ・平成30年4月から甲南病院の緩和ケア病棟において緩和ケア医師3名を増員し、体制を拡充した。

(神戸圏域における緩和ケア病棟・緩和ケアチームを有する病院)

緩和ケア病棟を有する病院（病床数）

6病院（128床）

- ・神戸アドベント病院(21)
- ・JCHO 神戸中央病院(22)
- ・東神戸病院(21)
- ・六甲病院(23)
- ・甲南病院(22)
- ・神戸協同病院(19)

緩和ケアチームを有する病院

17病院

JCHO 神戸中央病院、神戸市立医療センター中央市民病院、神戸大学医学部附属病院、神戸市立西神戸医療センター、独立行政法人国立病院機構神戸医療センター、神戸百年記念病院、なでしこレディースホスピタル、兵庫県立こども

も病院、吉田アーデント病院、川崎病院、神戸海星病院、済生会兵庫県病院、三菱神戸病院、神戸市立医療センター西市民病院、神戸赤十字病院、神戸低侵襲がん医療センター、神鋼記念病院

(資料 兵庫県平成29年3月医療施設実態調査結果より)

○在宅療養の充実

- ・がん末期等状態が急変する恐れのある方に介護保険の要介護認定に要する期間の短縮を図った。(令和2年度実績)：緊急案件18.0日/90件(通常審査案件平均32.6日/59,783件)
- ・がん末期患者が要介護認定申請後、認定調査前に亡くなった場合発生する死亡前の介護サービス利用料の一部を助成した。(令和2年度実績)：6件、129千円
- ・若年者の在宅ターミナルケア支援事業(20代、30代のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部負担を軽減事業)を実施した。(令和2年度実績)：利用決定8名
- ・「医療介護サポートセンター」では、ターミナルケアに対応可能な診療所の紹介など、在宅療養に関する情報提供をはじめ、医療と介護の連携強化に取り組んだ。(令和2年度実績)：がん患者の在宅療養等に関する相談74件

今後の取り組みと課題

(令和3年度の取り組み)

- ・若年者の在宅ターミナルケア支援事業

として、20代、30代のがん患者の方に対し、訪問介護や福祉用具貸与など、在宅サービス利用料の一部を引き続き助成する。さらに、以前より要望のあった訪問入浴介護を助成対象とする。

- ・がん末期患者が要介護認定申請後、認定調査前に亡くなった場合発生する死亡前の介護サービス利用料の一部を助成する。

(今後の取り組みの方向性)

- ・市民病院においては、院内外医療従事者を対象とした緩和ケア研修の開催や、緩和ケアチームを中心とした患者の相談対応の充実を図る。
- ・「医療介護サポートセンター」において、がん患者の在宅療養等に関する相談対応を行うとともに、医療と介護の一層の連携強化を図る。

(6) がん患者等への支援 (第11条)

- ・がん患者等の相談体制の充実と患者会等の活動支援

令和2年度の取り組み

(相談体制の整備)

- がん診療連携拠点病院等での相談体制
 - ・中央市民病院及び西神戸医療センターでは、がん相談支援センターにおいて、週5日(月～金)がん相談員が常駐し、患者の相談に応じるとともに、セカンドオピニオンにも対応した(令和2年度がん患者相談受付件数:中央市民病院710件・西神戸医療センター498件)。

※新型コロナウイルス感染症防止対策を行ったうえでの対面相談のほか、電話相談も継続して実施。

- ・がん患者やその家族を対象とした患者サロンについては新型コロナウイルス感染拡大防止の点から開催を見送った。

○がん相談支援センター連絡会議

- ・県と市、がん相談支援センターとの情報交換、連携強化のため、連絡会議を実施しピアランス支援、就労支援等について意見交換した。(令和3年1月)

○就労支援

- ・中央市民病院及び西神戸医療センターでは、月1回、通院中のがん患者やその家族を対象に、社会保険労務士による「仕事と暮らしの相談会」を開催した。(中央市民病院:5件、西神戸医療センター:2件)
- ・また中央市民病院においては、ハローワーク神戸による就業相談会(5件)を開催した。
- ・がんになっても、仕事と治療の両立が果たせるよう就労支援の必要性を啓発するため企業向け就労支援セミナーを実施した。(※コロナ禍の影響により、兵庫県健康財団と共催でオンデマンド

配信にて2月1日～2月28日の期間実施)

○がん患者会交流会

- ・西神戸医療センターにおける令和2年度のがん患者交流会は新型コロナウイルス感染拡大の点から開催を見送った。

今後の取り組みと課題

(令和3年度の取り組み)

- ・市民病院において、引き続きがん相談支援センターの充実を行い、がん患者・家族への積極的な支援を行う。
- ・集合形式での患者サロンの開催については感染拡大が落ち着いた後に再開する。社会保険労務士による就労支援の相談会は月1回、継続して開催する。
- ・西神戸医療センターにおいては、「がんピアサポート」の支援の一環として、活動を希望するがんの体験者を、がんピアサポーター養成研修へ橋渡しする等の活動を引き続き行っていく。
- ・市内のがん相談支援センターの広報リーフレットの更新をし、小児がん拠点病院である兵庫県立こども病院の情報を追加し広報を行う。市内の病院、薬局や区役所、図書館等公共施設、約2,500箇所に設置する。
- ・治療と就労の両立のため、企業向け就労支援セミナーをコロナ禍の状況を踏まえながら実施を検討。

(今後の取り組みの方向性)

- ・市民病院をはじめとする市内の拠点病院等が取り組むがん患者支援の取り組み状況について情報収集を行い、相談窓口についての周知、広報に努める。

- ・就労支援について、就労支援セミナーの開催等を通じて企業への働きかけを継続していく。

(7) 情報の収集及び提供並びに広報（第12条）

- ・市民ががん医療に関する適切な情報が得られるよう環境を整備する

令和2年度の取り組み

(市民への情報提供と広報)

○広報紙への掲載

- ・広報紙 KOBE へがん検診の受診勧奨として特集記事を掲載した。

○市民 PHR(Personal Health Record) システムの運用

- ・医療や介護のデータを連携・匿名化した新たな情報基盤である「ヘルスケアデータ連携システム」の運用を開始した。令和元年度に運用を開始した市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」と合わせ健康データを利活用し、開発・研究・実証を通じた革新的サービスの提供を目的として、令和2年度末までに9件の開発研究や実証事業を実施した。

○市民公開講座・健康教育

- ・中央市民病院及び西神戸医療センターで共催している公開講座「がん市民フォーラム in KOBE」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見送った。
- ・西神戸医療センターにおいて開催している、がん患者やその家族を主な対象とした誰でも参加できるがん教室は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見送った。

○子宮がんの啓発

- ・医療機関や保健センター、高校1年相当の女子に対し子宮頸がん予防のための HPV ワクチンに関するリーフレットを配付し、正しい理解のための周知に努めた。

○ホームページ

- ・神戸市ホームページ内にごん対策専用のページを整備し、がん相談窓口及びがん患者サロン、就労に関する情報について発信した。
- ・(公財) 神戸医療産業都市推進機構 医療イノベーション推進センター (TRI) が運営している「がん情報サイト」を、がんの患者やその家族、医療専門家が便利に、快適に利用できるよう、全面的にリニューアルした。

今後の取り組みと課題

(令和3年度の取り組み)

- ・広報紙 KOBE へがん検診の受診勧奨として年に数回特集記事を掲載する。
- ・市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」およびヘルスケアデータ連携システムを活用し、実証事業や学術研究を通じた革新的なサービスや製品創出により、市民全体の健康課題の解決を目指す。
- ・西神戸医療センターにおいては患者ライブラリーに配架しているパンフレットやがん関連の書籍の充実を継続し、ライブラリーの利用促進を図る。
- ・健康教育を通じて「まずは乳がんを正しく知ろう」「がんについて知っていますか？日本人のためのがん予防」をテーマに、全世代に向けて啓発する。

(今後の取組みの方向性)

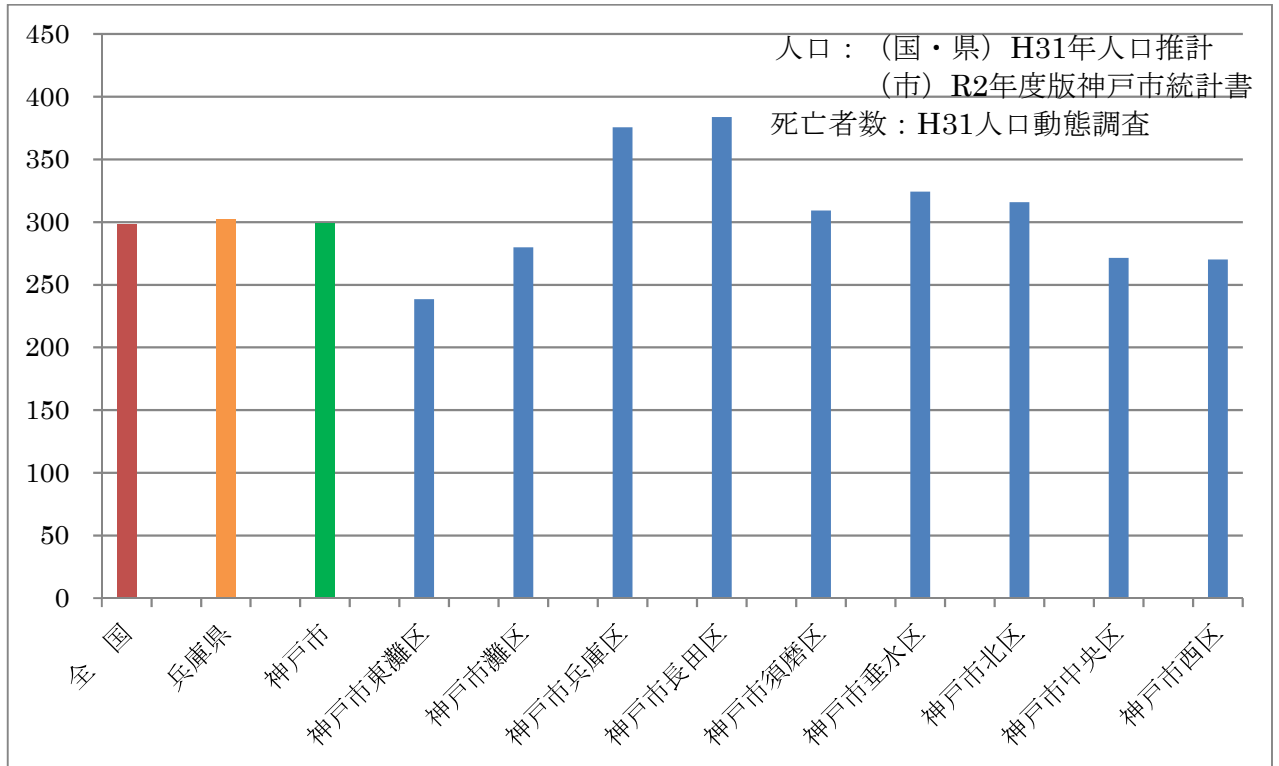
- ・市民に必要な情報が適切に届くよう、最新情報の収集及び整理を行い、情報提供していくとともに、地域で活動する患者会・支援団体の活動支援や拠点病院との協力体制を構築する。
- ・ヘルスケアデータ連携システムと、市

保有がん検診等データとの連携を行っていく。

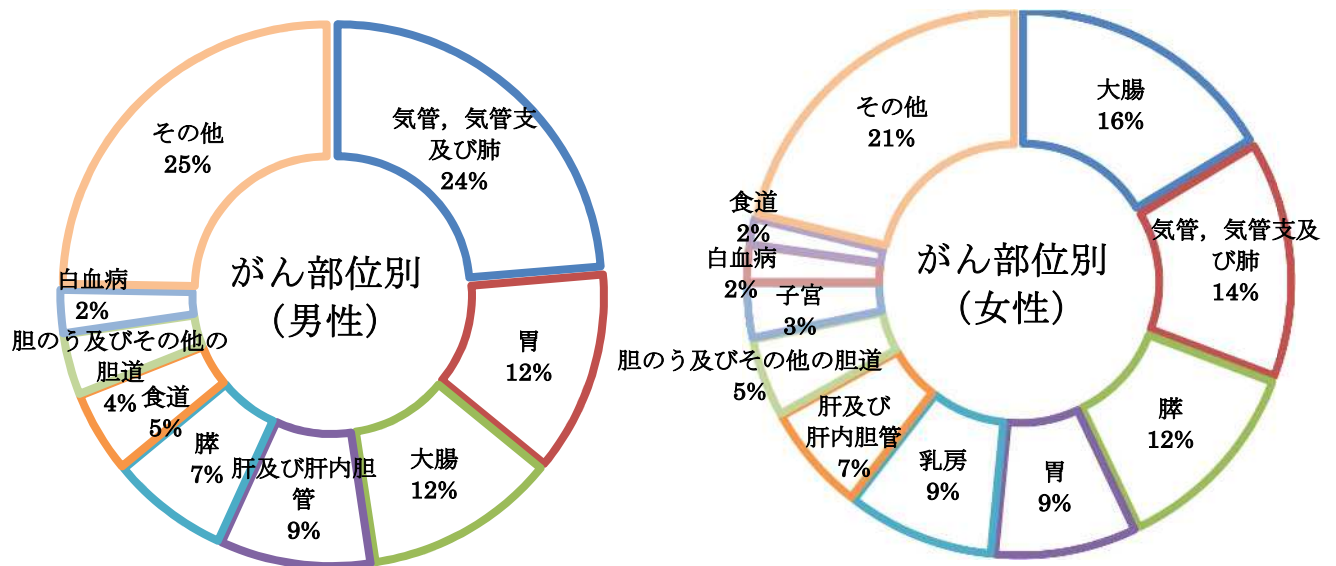
- がん予防、がん患者支援、がん検診などについて掲載した「KOBE がんガイド」を作成

がん対策に関するデータ

1. 全国、兵庫県、神戸市及び各区のがんによる死亡率（人口 10 万対）



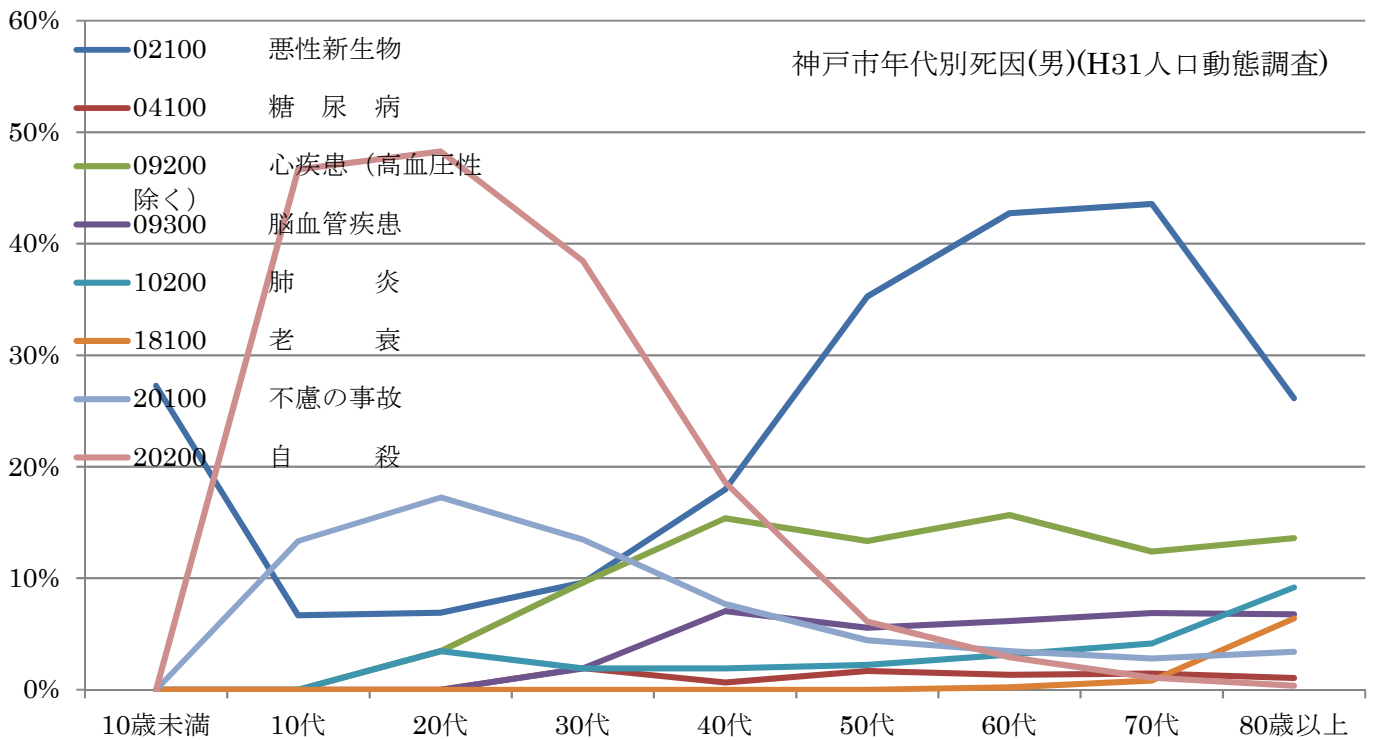
2. 神戸市のがん部位別死亡比率（男女別：平成 31 年）



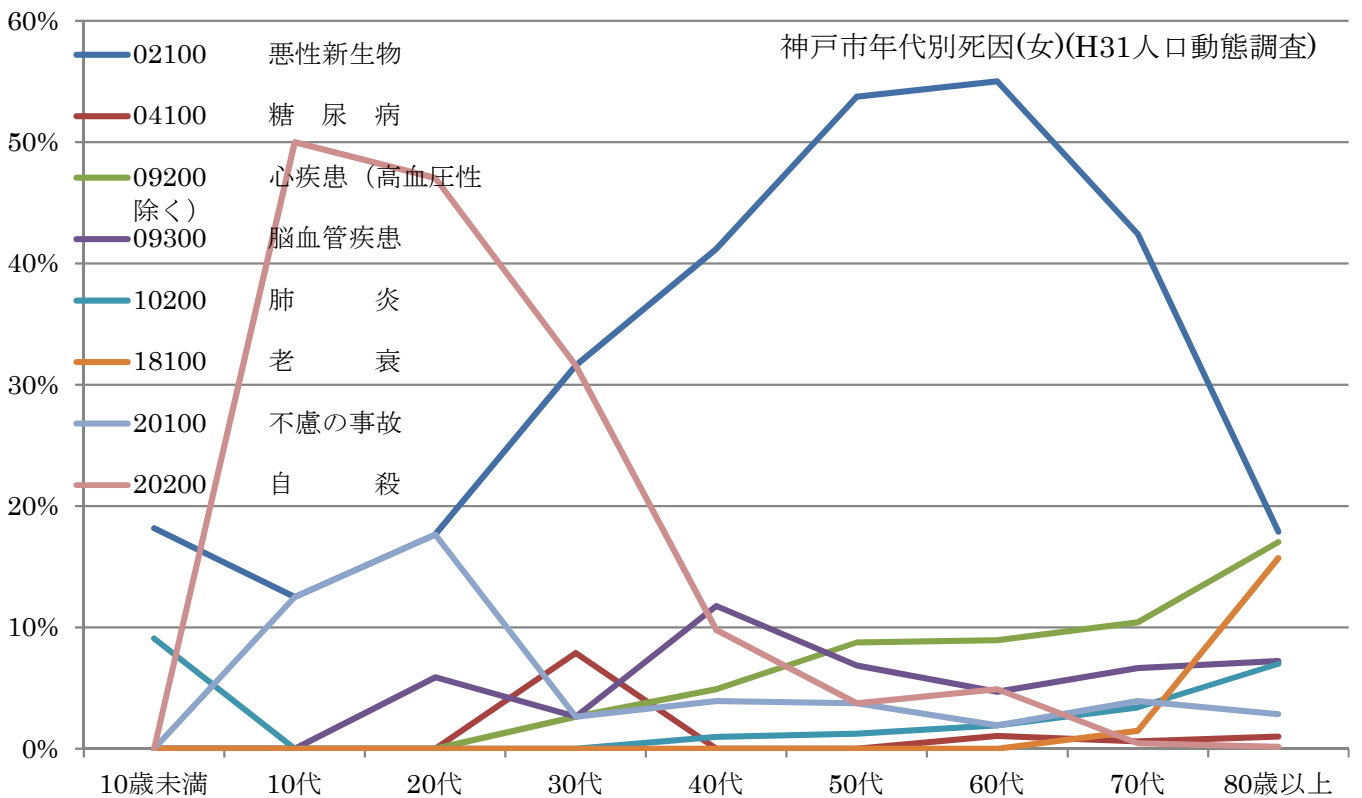
(H31 人口動態調査)

3. 神戸市の全死因中の主な死因の割合（年代別・男女別：平成 31 年）

（男性）



（女性）



4. 令和元年度がん検診受診率（国民生活基礎調査：職域・人間ドック等を含む）
政令指定都市比較

	胃がん検診(1年)		肺がん検診		大腸がん検診		胃がん検診(2年)		子宮がん検診		乳がん検診	
	順位	受診率	順位	受診率	順位	受診率	順位	受診率	順位	受診率	順位	受診率
札幌市	⑫	41.1%	⑫	45.7%	⑬	42.7%	⑩	47.7%	⑭	41.9%	⑱	43.4%
仙台市	①	53.4%	①	57.7%	②	51.4%	①	60.1%	②	51.5%	①	60.9%
さいたま市	④	47.3%	④	53.2%	③	49.4%	⑤	53.4%	⑦	45.7%	④	49.3%
千葉市	②	50.6%	②	57.6%	①	52.5%	②	57.1%	④	47.9%	②	57.7%
横浜市	⑨	42.6%	⑨	47.9%	⑦	44.6%	⑦	51.0%	①	52.2%	③	51.6%
川崎市	⑤	45.7%	⑦	50.5%	④	47.3%	④	53.5%	③	48.5%	⑤	48.5%
相模原市	⑯	38.4%	⑭	45.3%	⑭	40.7%	⑰	44.3%	⑯	41.5%	⑪	44.9%
新潟市	③	50.4%	③	54.6%	⑤	45.7%	③	56.3%	⑫	43.1%	⑧	46.2%
静岡市	⑩	42.6%	⑥	51.1%	⑩	43.0%	⑨	48.6%	⑪	43.2%	⑦	46.2%
浜松市	⑪	42.4%	⑧	50.2%	⑥	45.3%	⑪	48.2%	⑥	45.8%	⑨	45.5%
名古屋市	⑭	39.3%	⑬	45.5%	⑪	42.8%	⑮	45.2%	⑩	43.8%	⑥	47.4%
京都市	⑮	38.5%	⑰	41.4%	⑰	37.3%	⑬	45.2%	⑱	37.8%	⑰	43.6%
大阪市	⑰	34.5%	⑳	37.7%	⑰	34.1%	⑰	39.0%	⑰	36.4%	⑰	37.7%
堺市	⑱	35.4%	⑱	40.2%	⑯	37.8%	⑱	41.2%	⑬	42.3%	⑯	43.6%
神戸市	⑰	37.1%	⑯	42.6%	⑫	42.8%	⑯	43.3%	⑰	39.5%	⑮	43.8%
岡山市	⑧	42.8%	⑤	52.2%	⑧	44.2%	⑥	48.9%	⑤	46.0%	⑩	45.4%
広島市	⑥	43.5%	⑩	47.3%	⑨	43.1%	⑫	48.7%	⑨	44.4%	⑫	44.8%
北九州市	⑳	34.5%	⑰	38.4%	⑳	33.4%	⑳	39.7%	⑳	34.4%	⑳	35.9%
福岡市	⑬	40.2%	⑮	43.9%	⑱	36.7%	⑭	47.2%	⑮	41.5%	⑭	44.2%
熊本市	⑦	42.9%	⑪	45.9%	⑮	40.2%	⑧	49.7%	⑧	45.0%	⑬	44.7%

①位	仙台市	53.4%	仙台市	57.7%	千葉市	52.5%	仙台市	60.1%	横浜市	52.20%	仙台市	60.9%
⑳位	北九州市	34.5%	大阪市	37.7%	北九州市	33.4%	北九州市	39.7%	北九州市	34.4%	北九州市	35.9%
神戸市	⑰	37.1%	⑯	42.6%	⑫	42.8%	⑯	43.2%	⑰	39.5%	⑮	43.8%

全国		42.4%		49.4%		44.2%		48.8%		43.7%		47.4%
兵庫		36.8%		44.6%		42.5%		43.0%		39.1%		42.1%

※40歳以上70歳未満のデータをもとに算出（ただし子宮がんは20歳以上70歳未満）

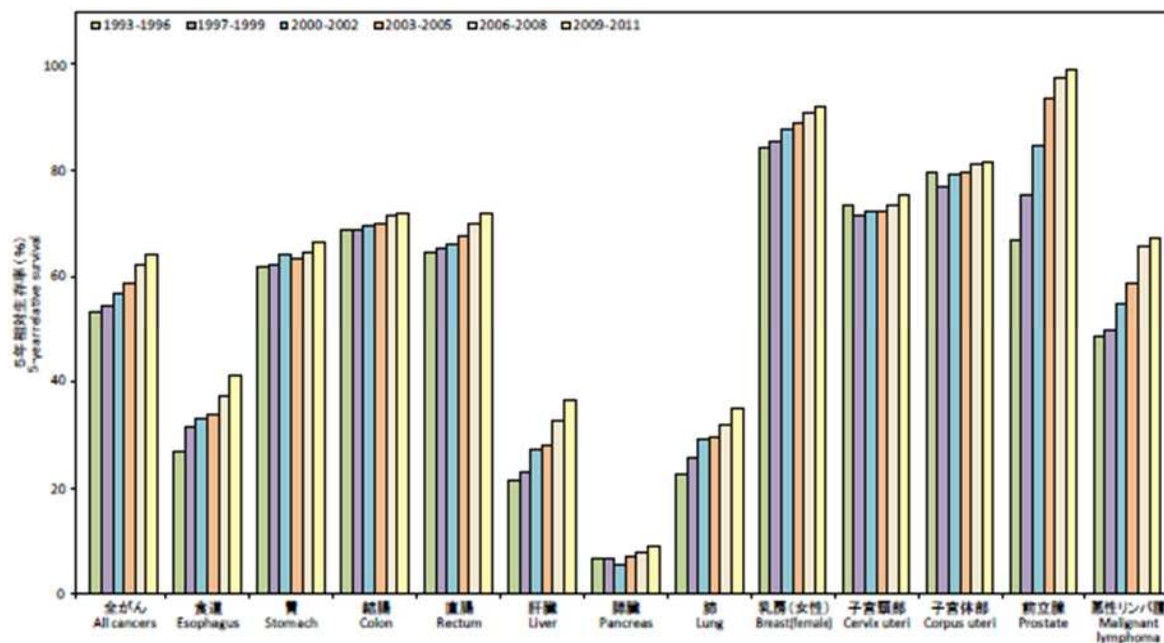
調査対象人数	全国	98,565人
	兵庫県	4,297人
	神戸市	1,213人

5. 平成 30 年度 神戸市のがん検診を受診された方の精密検査の結果等

区分	受診者数※	要精検者数						未把握	精検受診率 (%)	がん発見率 (%)
			精検受診者数	異常認めず	がんであった者	がんの疑いのある者または未確定	がん以外の疾患であった者			
胃がん	20,303	881	733	51	31	0	651	148	83.2	0.15
大腸がん	86,787	4,654	3,454	678	173	1	2,602	637	74.2	0.20
肺がん	29,834	377	297	98	6	30	163	80	78.8	0.02
子宮頸がん	27,268	668	504	57	4	215	228	66	75.4	0.01
乳がん	27,574	2,098	1,434	460	56	85	833	664	68.4	0.20

受診者数は、平成 30 年度に本市のがん検診を受診された方の総数。

6. 地域がん登録における 5 年生存率推移（5 年相対生存率・全国）

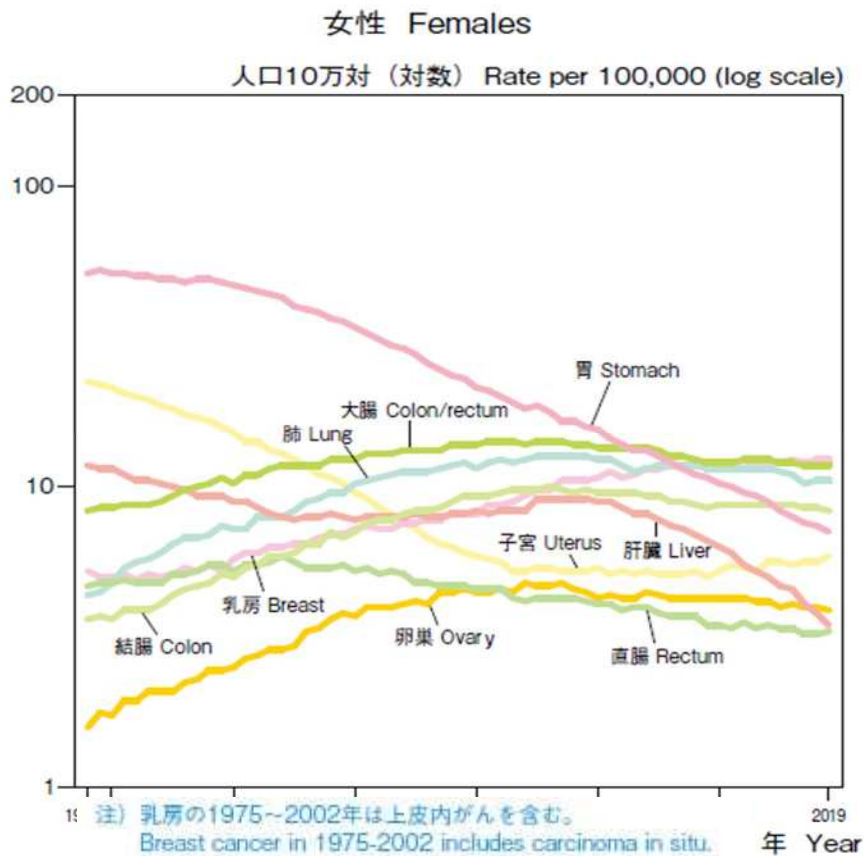
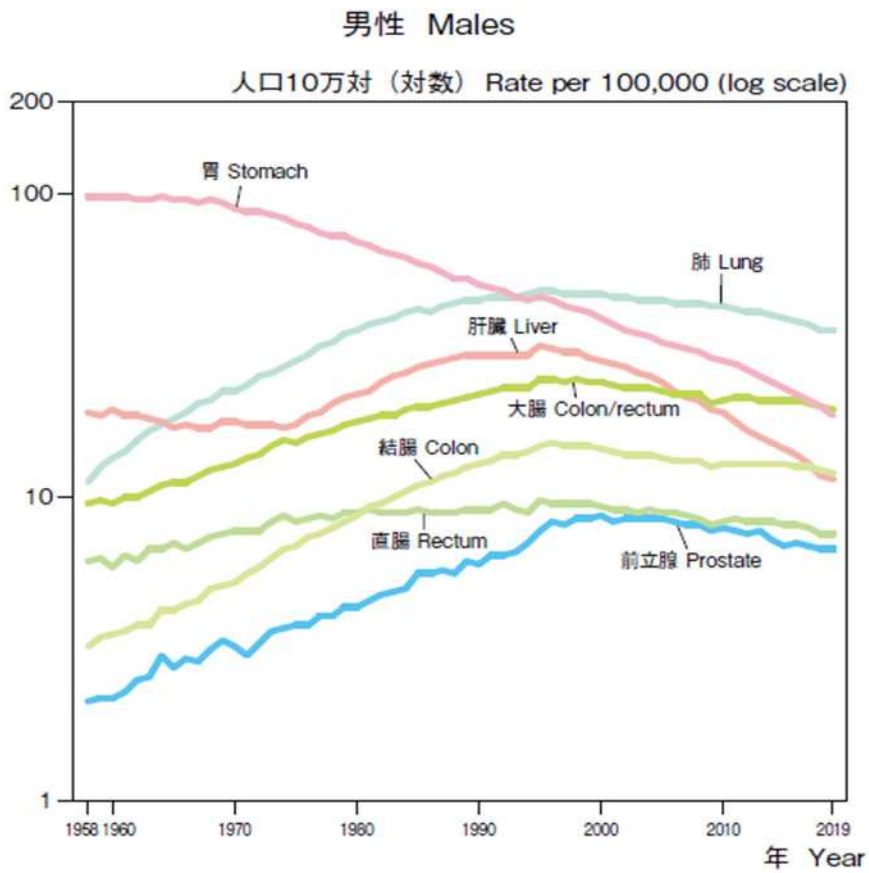


(出典「がんの統計 2021」国立がん研究センターがん情報サービス『がん登録・統計』)

7. 全国のがん年齢調整死亡率・罹患率年次推移（男女別）

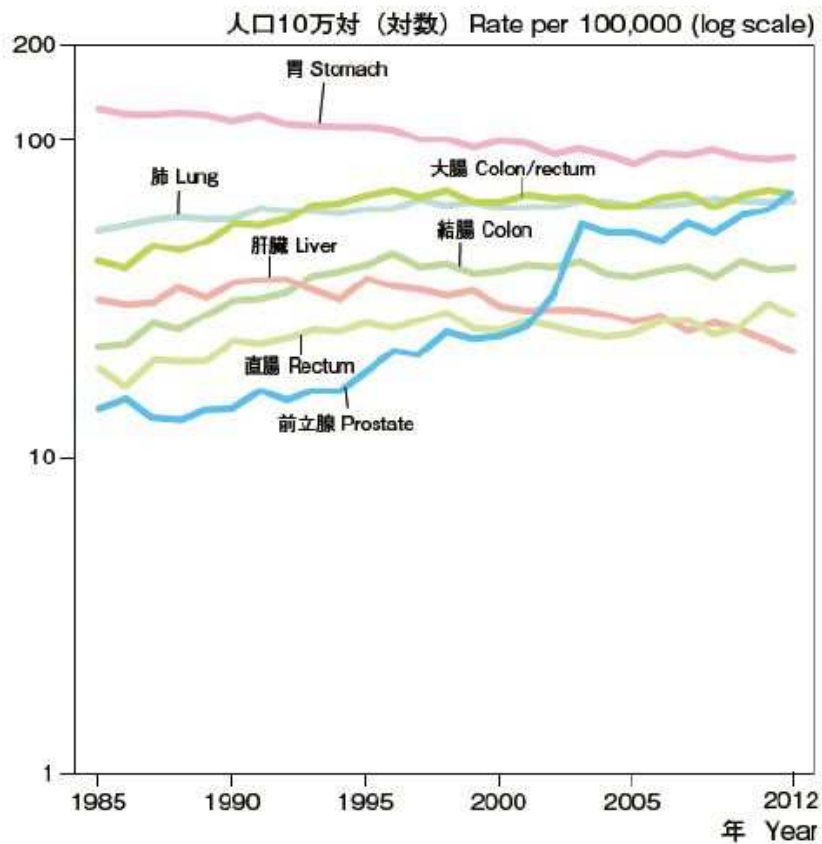
（出典「がんの統計 2021」国立がん研究センターがん情報サービス『がん登録・統計』）

（1） がん年齢調整死亡率（1958年～2019年） 部位別（主要部位）

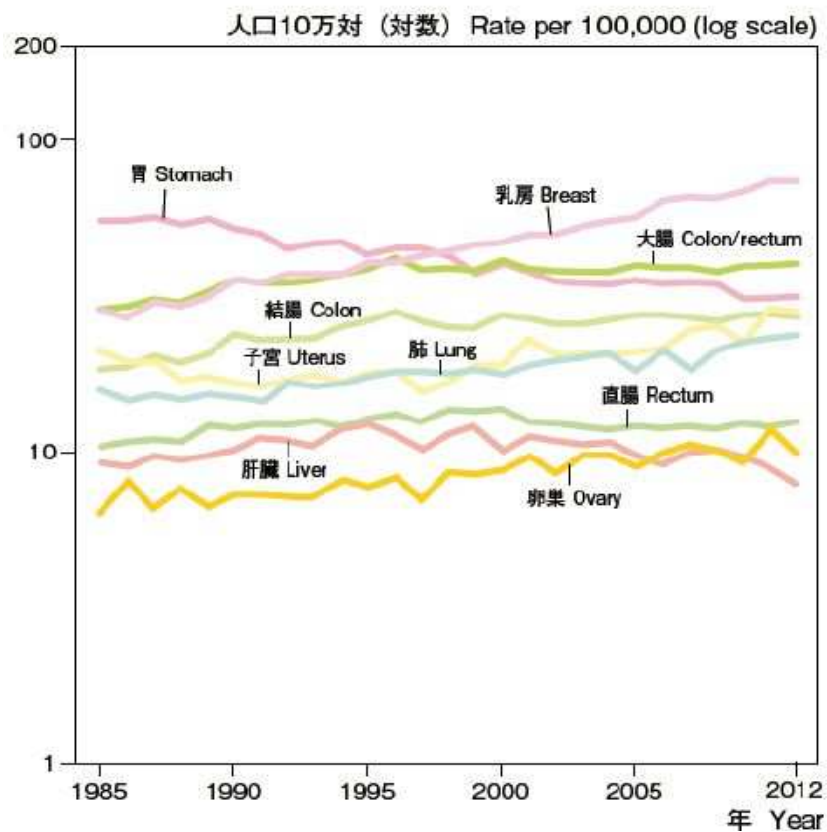


(2) がん年齢調整罹患率 (1985年～2012年) 部位別 (主要部位)

男性 Males



女性 Females



注) 乳房の1975～2002年は上皮内がんを含む。
Breast cancer in 1975-2002 includes carcinoma in situ.

○神戸市がん対策推進条例

平成26年 3 月 31日

条例第59号

改正 令和元年12月 6 日 条例第35号

我が国では、急速な少子高齢化や社会構造の変化が進む中で、偏りのある食生活、運動不足、過労などによる生活習慣病の問題や、働く環境の変化などに起因する心の問題などが生じており、私たちの健康を取り巻く環境は厳しさを増している。その中であって、特にがんは、昭和56年より、国民の死亡原因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人はがんにかかると推計され、年間約35万人がこの病によって命を失っている「国民病」である。

本市においても、年間の死亡者数のうち、がんによる死亡者数は約3割を占めており、本市の健康増進計画においてがん検診受診率の向上対策及び検診結果に応じた取組の推進を掲げ、がん対策の推進に取り組んでいる。

しかしながら、本市が実施しているがん検診の受診率はおおむね2割から4割と低く、がんの脅威、予防の重要性等に対する意識が市民に十分に浸透しているとは言い難い状態にある。

このような背景の下、市民にがんの予防、早期発見及び早期治療に係る意識を普及させ、がんの予防対策並びに患者及び家族等の活動に対する支援の充実に努め、市民総ぐるみで、がん対策の更なる向上に寄与していくことを目的に、ここに神戸市がん対策推進条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市のがん対策を総合的に推進するため、がん対策に関する基本的事項を定め、もってがんの予防及び早期発見の推進並びに地域のがんに係る医療水準の向上並びにがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）への支援を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、国、県、医療機関その他関係機関及び関係団体並びに患者会等（がん患者等で構成される団体等をいう。以下同じ。）と連携を図りつつ、がん対策に関し、実効性のある施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及びがん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第4条 保健医療関係者（がんの予防及び早期発見並びにがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に携わる者をいう。以下同じ。）は、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者等に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第5条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他がんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、肺がんを始めとする種々のがんの原因である喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るほか、受動喫煙対策として、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の法令に基づき、必要な施策を実施するものとする。

(がんに関する教育の推進)

第6条 市は、学校教育の場において、健康の保持増進及び疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組むものとする。

(がん検診の受診率の向上等)

第7条 市は、市民のがん検診の受診率向上に資するよう、がん検診の普及啓発に関する施策を実施するものとする。

2 市は、がんの早期発見に資するよう、国の指針に基づくとともに、最新の知見も踏まえ、科学的根拠に基づく適切ながん検診を実施するよう努めるものとする。

3 市は、企業、団体及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）との連携を図りつつ、がん検診の適切な受診の推進その他がん対策を協働して実施するよう努めるものとする。

(医療体制の充実及び研究の支援)

第8条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者がそのがんの状態に応じて、手術療法、放射線療法、化学療法等又はこれらを組み合わせた集学的治療による、質の高い適切ながん医療を受けることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

2 市は、がんの予防及び治療に伴う身体的負担の軽減を図れるよう、革新的ながんの診断法及び治療法の創出に資するがん研究を医療機関その他関係機関と連携しながら支援するよう努めるものとする。

(緩和ケアの充実)

第9条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、緩和ケア（がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実を図るために必要な環境整備に努めるものとする。

(在宅療養の充実)

第10条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者等の意向により、その居宅において療養できるよう必要な環境整備に努めるものとする。

(がん患者等への支援)

第11条 市は、肉体的な痛みだけでなく、精神的な不安や悩みに直面するがん患者等をサポートするため、相談体制の充実を図るとともに、患者会等が行う活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、がん患者の就労に関する啓発活動、治療と就労の両立についての相談体制の整備その他のがん患者の就労に関する必要な支援をするよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供並びに広報)

第12条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん医療に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

3 市は、市民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第14条 市長は、毎年度、本市のがん対策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月6日条例第35号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。